

## 加盟登録料9月以降の減額等について (案)

(2018.5.02.現在)

2018(平成30)年3月評議員会で2019年度からの登録料改正が承認されました。  
これに伴い、9月以降加盟する場合の減額登録料等について、次のとおり提案します。

## 1. 団における登録料

## 【現行】

団(1こ団につき)	2,000円
隊(1こ隊につき)	2,000円
加盟員(1人につき) スカウト	3,000円(うち共済掛金800円)
指導者	5,000円(うち共済掛金800円)

2018年3月19日開催評議員会承認  
改正料金【2019年4月～】



団(1こ団につき)	2,000円
隊(1こ隊につき)	2,000円
加盟員(1人につき) スカウト	4,000円(うち共済掛金900円)
指導者	8,400円(うち共済掛金900円)

## 2. 団における9月以降加盟する場合の登録料(減額登録料)

加盟促進を目的として、9月以降の加盟については登録料減額の措置があります。  
ただし、前年度登録がある方は、9月以降の申請でも全期となります(年度が継続して  
いる登録のため)。9月1日以降の仮申請が対象です。

## 【現行】

加盟員(1人につき) スカウト	1,700円(うち共済掛金600円)
指導者	2,700円(うち共済掛金600円)
減額の根拠	
スカウト	3,000円-共済掛金800円=2,200円
	この50%に9月からの共済掛金600円を加え、1,100円+600円=1,700円
指導者	5,000円-共済掛金800円=4,200円
	この50%に9月からの共済掛金600円を加え、2,100円+600円=2,700円



改正料金【2019年4月～】

加盟員(1人につき) スカウト	2,250円(うち共済掛金700円)
指導者	4,450円(うち共済掛金700円)
減額の根拠	
スカウト	4,000円-共済掛金900円=3,100円
	この50%に9月からの共済掛金700円を加え 1,550円+700円=2,250円
指導者	8,400円-共済掛金900円=7,500円
	この50%に9月からの共済掛金700円を加え 3,750円+700円=4,450円

### 3. 県連（地区）登録における登録料【従来と変更なし】

県連登録料は前年度12月末時点の加盟登録隊数によって算定されます。県連盟、地区の役職員の登録料は、前記（1）の加盟員指導者と同様です。同居指導者の減免も受けることができます。

県連登録料	50隊未満	2,000円
	50～99隊	2,500円
	100～149隊	3,000円
	150～199隊	3,500円
	200隊以上	4,000円

### 4. 同居指導者の減免申請【従来と変更なし】

一家庭に複数名の指導者が同居していて機関誌の回覧が可能な場合、その家庭への配付を1冊とし、配付不要の加盟員については機関誌相当額の減免を受けることができます。対象者のその年度の最初の加盟登録申請時に併せて申請します。あとから追って申請することはできません。

上記登録料から次の額が控除されます。

同居指導者の減免額 全期 1,200円/半期 600円【従来と変更なし】

### 5. 登録料の一部減免

次にあげる対象に該当し、その理由から団または隊に経済的な負担が発生する場合、減免を申請することができます。

県連盟（地区）の承認を得た申請は、日本連盟理事会の承認を得て、隊と加盟員の登録料の一部を減免することができます。ただし、団登録料については減免の対象とはならず、また同居指導者の減免を同時に受けることはできません。

#### 1) 対象となる隊

- ・養護施設の隊
- ・障がいのある青少年等を対象とした隊
- ・その他、前記に準ずる隊（例：青少年の更生や矯正を目的とした施設など）

#### 2) 対象となる加盟員

- ・心身に障がいのあるスカウトおよび一緒に活動するスカウト
- ・上記1)において減免の対象と承認された隊に属するスカウト
- ・上記1)の対象となる隊に属する指導者
- ・上記1)の対象となる隊によって構成された団の団委員、および指導者

#### (1) 団における登録料

【現行】

団（1こ団につき）	2,000円
隊（1こ隊につき）	1,000円
加盟員（1人につき）	スカウト 1,900円（うち共済掛金 800円）
	指導者 2,900円（うち共済掛金 800円）
計算の根拠	
スカウト	3,000円－共済掛金 800円＝2,200円
	この50%に4月からの共済掛金 800円を加え 1,100円＋800円＝1,900円
指導者	5,000円－共済掛金 800円＝4,200円
	この50%に4月からの共済掛金 800円を加え 2,100円＋800円＝2,900円

**改正料金【2019年4月～】**

団（1こ団につき）	2,000円
隊（1こ隊につき）	1,000円
加盟員（1人につき）スカウト	2,450円（うち共済掛金900円）
指導者	4,650円（うち共済掛金900円）
計算の根拠	
スカウト	4,000円－共済掛金900円＝3,100円
	この50%に4月からの共済掛金900円を加え 1,550円＋900円＝2,450円
指導者	8,400円－共済掛金900円＝7,500円
	この50%に4月からの共済掛金900円を加え 3,750円＋900円＝4,650円

**(2) 団における9月以降加盟する場合の登録料（減額登録料）**

加盟促進を目的として、9月以降の加盟については登録料減額の措置があります。  
ただし、団、隊の登録料については、年度単位とし減額の対象となりません。9月1日以降の仮申請が対象です。

**【現行】**

加盟員（1人につき）スカウト	1,150円（うち共済掛金600円）
指導者	1,650円（うち共済掛金600円）
計算の根拠	
スカウト	3,000円－共済掛金800円＝2,200円
	この半期50%に50%減免で、9月からの共済掛金600円を加え
	1,100円×50%＋共済掛金600円＝1,150円
指導者	5,000円－共済掛金800円＝4,200円
	この半期50%に50%減免で、9月からの共済掛金600円を加え
	2,100円×50%＋共済掛金600円＝1,650円

**改正料金【2019年4月～】**

加盟員（1人につき）スカウト	1,475円（うち共済掛金700円）
指導者	2,575円（うち共済掛金700円）
計算の根拠	
スカウト	4,000円－共済掛金900円＝3,100円
	この半期50%に50%減免で、9月からの共済掛金700円を加え
	1,550円×50%＋共済掛金700円＝1,475円
指導者	8,400円－共済掛金900円＝7,500円
	この半期50%に50%減免で、9月からの共済掛金700円を加え
	3,750円×50%＋共済掛金700円＝2,575円

以上